

電子マニフェストの普及により産業廃棄物の適正処理を推進します。

1. 事業目的

- ① 排出事業者が産業廃棄物の処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- ② 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- ③ 排出事業者及び処理業者の事務の効率化
- ④ 2022年度までに電子マニフェストの普及率を70%まで高める（第四次循環型社会形成推進基本計画）

2. 事業内容

電子マニフェストとは、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処理業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者責任を徹底し、適正処理を図るためのもの。

令和2年度中に、**電子マニフェストシステム**の機能強化を次のとおり実施する。

- ・産業廃棄物行政情報システムとの情報連携・許可情報とのチェック機能の構築（2年目）
- ・電子マニフェストのデータ集計・分析機能の強化
- ・I地方公共団体支援サービスのIE以外のブラウザ対応改修

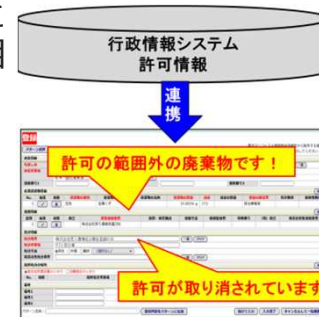
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 非営利団体
- 実施期間 令和2年度

4. 事業イメージ

機能強化：産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携・チェック機能の構築

産廃行政情報システムの許可情報と電子マニフェスト情報を照合し、相違時に警告表示する機能を構築。



：データ集計・分析機能の強化

電子マニフェストデータの解析ツールに、最新のマニフェスト情報との連携、全都道府県の詳細分析機能を追加。

：地方公共団体支援機能のIE以外ブラウザ対応

電子マニフェストシステムの地方公共団体支援サービスについてIE以外のブラウザ対応の改修。

